

平成30年度南大隅町議会定例会6月会議 会議録(第2号)

招集年月日 平成30年 4月 3日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成30年 4月 3日 午前10時00分

開 議 平成30年 6月 15日 午前10時00分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 な し
 出席議員 全 員
 欠席議員 な し

会議録署名議員 : (3番)津崎 淳子 君 (5番)後藤 道子 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)濱川 和弘 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	上之園 健三 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	熊之細 等 君
支所長	馬見塚 大助 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	下園 敬二 君	総務課課長補佐	愛甲 真一 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課主幹	山里 真奈美 君
介護福祉課長	下園 ひとみ 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 平成30年6月15日 午前10時56分

議 事 日 程

(議案上程、説明、質疑)

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 平成 29 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 13 号)の専決処分について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 平成 29 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 平成 29 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 平成 29 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予 (第 5 号) の専決処分について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 平成 29 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分について |
| 日程第 8 | 報告第 8 号 | 平成 29 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号) の専決処分について |
| 日程第 9 | 報告第 9 号 | 平成 29 年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 10 | 同意第 1 号 | 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件 |
| 日程第 11 | 議案第 1 号 | 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件 |
| 日程第 12 | 議案第 2 号 | 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 13 | 議案第 3 号 | 「請負契約 (佐多岬公園線道路改良舗装工事 (1 工区)) の締結について」の議決の一部変更について |
| 日程第 14 | 議案第 4 号 | 「請負契約 (佐多岬公園線道路改良舗装工事 (2 工区)) の締結について」の議決の一部変更について |

(議案上程、説明)

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 15 | 議案第 5 号 | 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 16 | 議案第 6 号 | 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 17 | 議案第 7 号 | 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予 (第 1 号) について |
| 日程第 18 | 議案第 8 号 | 平成 30 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 19 | 議案第 9 号 | 平成 30 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号) について |

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

- ▼ 日程第1 報告第1号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第2 報告第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第3 報告第3号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について
- ▼ 日程第4 報告第4号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- ▼ 日程第5 報告第5号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- ▼ 日程第6 報告第6号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- ▼ 日程第7 報告第7号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- ▼ 日程第8 報告第8号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第1 報告第1号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第8 報告第8号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてまで、以上8件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただいま一括報告となりました、報告第1号から報告第8号までの8件についてご報告を申し上げます。

報告第1号は、南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が平成30年3月30日に公布され、原則として同年4月1日及び平成31年4月1日から施行されることに伴い、町民税・たばこ税に係る規定について、所要の改正を行い、去る3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第2号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

についてでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が平成30年3月30日に公布され、いずれも原則として同年4月1日及び平成31年4月1日から施行されることに伴い、保険税の基礎賦課額、低所得者に係る保険税軽減額の規定について、所要の改正を行い、去る3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第3号は、平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）の専決処分についてでございます。

本件は、平成29年度の地方交付税、県補助金及び町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る3月31日に専決処分したものであります。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千3百13万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6千4百11万3千円としたものであります。

主なものとしましては、歳出予算では、精算見込みによる調整と減債基金へ積立てを行い、歳入予算では、地方消費税交付金及び地方交付税等を計上いたしました。

また、第2表 地方債補正では、合併特例事業及び道路橋梁整備事業等の限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第4号は、平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千2百75万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8千5百64万円としたものであります。

主なものとしましては、歳出予算において、保険給付費等の決算見込みによる調整を行い、歳入予算では、国、県等の交付金及び繰入金の調整を行ったところであります。

次に、報告第5号は、平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2千8百35万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9千7百38万1千円としたものであります。

歳入歳出の主なものは、事業費確定による減額及びそれに伴う国庫補助金及び地方債等の調整であります。

また、第2表 地方債補正では、簡易水道事業の限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第6号は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千1百61万円としたものであります。

主なものとしましては、不用額の減額と、それに伴う県補助金、一般会計繰入金等の調整であります。

次に、報告第7号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4千2百96万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千6百4万5千円としたものであります。

主なものとしましては、保険給付費等不用額の減額と、これに伴う支払基金交付金、基金繰入金等の減額であります。

次に、報告第8号は、平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千7百89万8千円としたものであります。

主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額と、これに伴う繰入金の増額であります。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは報告第3号 平成29年度一般会計補正予算（第13号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）

平成29年度南大隅町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千3百13万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6千4百11万3千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお開きください。

第2表 地方債補正は、それぞれ事業費の確定による限度額の変更を行ったものでございます。今回、限度額について、合併特例事業を3億4千6百30万円に、過疎地域自立促進特別事業を1億6百万円に、道路橋梁整備事業を5億1千90万円に、住宅建設事業を1億1千1百60万円に、防災行政無線整備事業を3億1百70万円に、災害復旧事業を1百万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更ありません。

9ページをお願いします。

歳入につきましては、主に予算確定等に伴う調整を行ったところであります。

10ページをお願いします。

10款 地方交付税については、今回、普通交付税に1億1千5百46万4千円、特別交付税に8千8百30万8千円を計上しております。

続いて、15ページをお願いいたします。

歳出でございますが、それぞれ精算見込みによる調整をしております。

詳細につきましては、それぞれ表記してございますので、お目通しをお願いいたします。なお、調整後の剰余金につきましては、15ページ、2款 総務費、1項 総務管理費、13目 減債基金費に、2億2千5百80万1千円を計上したものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、報告第4号の南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千2百75万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8千5百64万円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。

まず歳入でございますが、主なものにつきまして、ご説明をいたします。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金2千61万1千円を増額いたします。保険給付等に係る追加交付決定に伴うものでございます。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 普通調整交付金3百94万9千円の減額、2節 特別調整交付金2百34万2千円の増額は、追加交付決定によるものでございます。

6款 県支出金、2項 県補助金、1目 県財政調整交付金、1節 普通県調整交付金2百44万7千円の増額、2節 特別県調整交付金2千5百13万8千円の増額は、追加交付決定によるものでございます。

9款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金2千6百62万1千円を減額いたします。負担金、補助金等の増額及び歳出の減によるものでございます。

9款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 基金繰入金3千4百6万5千円を減額いたします。歳出減等に伴うものでございます。

7 ページをお開きください。

歳出をご説明いたします。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費1千7百90万円を減額、2目 退職被保険者等療養給付費9百50万円を減額、3目 一般被保険者療養費2百30万円を減額いたします。保険給付費の決算見込みによる調整減でございます。

2款 保険給付費、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費3百万円を減額いたします。高額療養費の決算見込みによる調整減でございます。

8 ページをお開きください。

8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費1百36万4千円を減額いたします。健診事業に係る決算見込みによる調整減でございます。

8款 保健事業費、2項 保健事業費、2目 医療費適正化特別対策費に2百74万1千円を減額いたします。医療費適正化特別対策に係る謝金、費用弁償等の決算見込みによる調整減でございます。

9款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 基金積立金2千6百1万5千円を増額いたします。国・県の交付金の増額によるものでございます。

以上、報告第4号の説明を終わります。

建設課長（熊之細等君）

それでは、報告第5号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2千8百35万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9千7百38万1千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございますが、事業費の確定に伴い限度額の変更を行うものでございます。

起債の目的は、簡易水道事業、起債の限度額を2億9千3百60万円から8千9百40万円減額し、2億4百20万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

7ページをお願いいたします。

今回は、歳入歳出ともに29年度の事業費確定に伴います減額調整でございます。

歳入についてご説明いたします。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目の簡易水道費国庫補助金でございますが、佐多地区簡易水道統合事業に係る国庫補助金の交付決定額に対する調整でございます。当初1億6千8百41万3千円を見込んでおりましたが、国費の配分減に伴い、4千2百65万3千円減の1億2千5百76万円の交付額でございました。

5款 繰入金、1項 一般会計繰入金につきましては、国庫補助金の減額に伴う財源調整として3百69万5千円を追加するものでございます。

8款 町債、1項 町債、1目 簡易水道事業債につきましては、事業費の減に伴い、起債限度額同様8千9百40万円を減額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款 総務費、1項 総務管理費、2目 簡易水道管理費の旅費から工事請負費までいずれも執行残でございますが、13節 委託料につきましては、外之浦地区配水管布設替工事及び龍淵寺越線配水管布設替工事の設計委託の執行残、15節 工事請負費につきましては、同工事と佐多地区簡易水道統合事業の国庫補助金配分減により、次年度送りとなった工事費を含む執行残でございます。

以上、ご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

支所長（馬見塚大助君）

それでは、報告第6号 診療所事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

まず、1ページでございます。

平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）

平成29年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万7千円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千1百61万円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続いて、6ページからの歳入歳出でございますが、今回の補正は、事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものです。なお、主なものについてご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入でございますが、1款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 診療使用料5百44万7千円の増額。これは、辺塚、大泊、郡診療所の診療受診者増による診療使用料収入見込み分を計上したものでございます。

2款 県支出金、1項 県補助金、1目 医療施設運営費補助金4百39万3千円の減額。これは、辺塚、大泊、郡診療所の事業実績見込みに伴う補助金の減額を計上したものでございます。

続いて、歳出の7ページから8ページにつきましては、各予算費目の細目について、辺塚、大泊、郡診療所一般管理費をそれぞれ精算見込みによります調整をいたしております。

詳細につきましては、それぞれ表記してありますので、お目通しをお願いいたします。以上、よろしくをお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

それでは、報告第7号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）

平成29年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千2百96万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千6百4万5千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、平成29年度の事業費確定に伴う調整を行ったところでございます。このうち主な項目についてご説明をいたします。

まず、4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 調整交付金でございますが、交付確定を受けまして1百51万8千円を増額し、総額1億5千88万2千円に編成をさせていただくものでございます。

次に、7ページをお開きください。

7款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 介護保険基金繰入金でございますが、事業費の確定に伴い、介護保険基金からの繰入れを2千6百24万2千円減額するものでございます。

次に、8ページからの歳出でございますが、それぞれ決算見込みに伴う調整を行ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、報告第8号の南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

平成29年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度 南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千7百89万8千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。

今回の歳出予算に、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金に広域連合への負担金として17万円を計上し、歳入につきましては、事務費等へ繰入金で計上いたしました。

以上、よろしくお願いたします。

議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第8号について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第9 報告第9号 平成29年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（大村明雄君）

日程第9 報告第9号 平成29年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、町長からお手元に配付のとおり報告がありました。

これについて質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

10 : 29

～

10 : 30

(上之園税務課長退場)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第10 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第10 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第1号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本件は、本町の固定資産評価員に、南大隅町佐多伊座敷3269番地1 上之園健三氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数(全員起立)

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

10 : 31

～

10 : 32

（上之園税務課長入場）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第11 議案第1号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第11 議案第1号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第1号は、南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件についてであります。

本件は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本町職員の公益的法人等への派遣等の取扱いについて必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第1号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第1号 南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第2号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第2号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第2号は、南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、町民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担の支払いをなくす制度を導入することとなるため所要の改正を行うものであります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第2号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第3号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結についての議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第3号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第3号は、請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結についての議決の一部変更についてであります。
本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
平成29年度南大隅町議会定例会12月会議において議決された、議案第35号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額1億5千8百22万6千円を1億5千9百7

2万円に変更するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結についての議決の一部変更については、可決されました。

▼ 日程第14 議案第4号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結についての議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第4号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第4号は、請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結についての議決の一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成29年度南大隅町議会定例会12月会議において議決された議案第36号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額1億8百10万5千円を1億1千1百11万5千円に変更するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結についての議決の一部変更については、可決されました。

- ▼ 日程第15 議案第5号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第16 議案第6号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第17 議案第7号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第18 議案第8号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第19 議案第9号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第15号 議案第5号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第19 議案第9号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第5号から9号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号は、平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千9百96万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2千9百45万2千円とするものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正では、歳出予算に、庁舎南側外構整備事業、漁業災害復旧支援事業、基地周辺漁業用施設設置助成事業、道路等景観創生事業、南大隅高校女子寮設計委託事業、大泊多目的広場整備事業等の計上及び人事異動等による人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、繰入金、町債等を計上したものであります。

また、第2表 地方債補正において、限度額の変更を行い、第3表 債務負担行為補正において、南大隅高等学校寮敷地借上料の追加を行っております。

次に、議案第6号は、平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百5万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千2百14万4千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では4月の人事異動に伴う人件費の減額調整を計上し、歳入予算では繰入金を減額計上したものであります。

次に、議案第7号は、平成30年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百14万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千5百28万7千円とするものであります。

す。

今回の補正は、歳出予算に辺塚診療所に係る共同アンテナ改修負担金及び4月の人事異動に伴う人件費の調整等を計上し、歳入予算では、所要の財源として使用料及び手数料、繰入金を計上したものであります。

次に、議案第8号は、平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1千9百8万6千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、地域支援事業費に介護予防事業派遣負担金を計上し、歳入予算では所要の財源として国・県補助金及び繰入金を計上したものであります。

次に、議案第9号は、平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千7百46万3千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算に包括システム維持改修負担金等の計上を行い、歳入予算では所要の財源として繰入金を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第5号 一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第5号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度南大隅町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千9百96万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2千9百45万2千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

以上、よろしく願います。

建設課長（熊之細等君）

次に、議案第6号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第6号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百5万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千2百14万4千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

支所長（馬見塚大助君）

それでは、議案第7号 診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第7号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百14万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千5百28万7千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

それでは、議案第8号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第8号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1千9百8万6千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第9号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第9号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千7百46万3千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、よろしく願いいたします。

▼ 散会

議長（大村明雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月22日は、午前10時から本会議を開きます。

6月18日は、各常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 平成30年6月15日 午前10時56分